

協 定 書

出雲市水道事業出雲市長（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）は高台地区受水槽以下の料金算定について次のとおり協定を締結する。

設 置 場 所 出 雲 市 町

対 象 物 件

記

（検針開始時期等）

第1条 甲は、平成 年（ ） 月から出雲市水道事業受水槽以下の装置の取扱規程第4条及び第5条の規定に基づき受水槽下流に市の水道メーター（以下「子メーター」という。）を設置し料金算定を行うものとする。

（水道メーターの貸与及び取替等）

第2条 甲は、受水槽上流に設置するメーター mm（以下「親メーター」という。）1個と子メーター mm 個を貸与する。

2 乙がその責に帰すべき事由によりメーターを亡失、またはき損した場合はその損害額を弁償しなければならない。

（料金の徴収）

第3条 甲は、子メーターにより算出した料金を、各戸の使用者からそれぞれ徴収する。

2 親メーターの使用水量が、子メーターにより算出した使用水量合計を上回った場合の、器械誤差の容認限度は、親メーターの10%までとする。

3 器械誤差容認限度以上にメーターの差が生じた場合は、容認限度以上の使用水量分の料金は、乙が負担するものとする。ただし、善良な維持管理を行っていた場合はこの限りではない。

4 親メーターの使用水量が集合メーターにより算出された使用水量合計を下回っても料金は還付しない。

5 受水槽以下の装置は漏水による水道料金の軽減・免除の対象とはしない。

（給水施設の維持管理区分）

第4条 親メーターまでの水道施設及び親メーターは甲の維持管理とし、その他の給水施設は乙が維持管理するものとする。

2 維持管理を怠った場合には、子メーターを引き上げ、次回の検針日から親メーターで検針するものとする。

（その他）

第5条 本協定書に定めのない事項については、出雲市水道事業給水条例、各規程等によるものとし、当該条例、各規程等に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

本協定書の証として本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年（ ） 月 日

甲 出雲市姫原2丁目9-1
出雲市水道事業
出雲市長

乙